

EDINETの現状と今後の展開

～XBRLの導入を中心として～

The present condition of EDINET and development in the future

阿 部 仁*

Hitoshi ABE

1. はじめに
2. EDINETの概要
3. XBRL導入の経緯
4. EDINETの今後の展開
5. まとめ

1. はじめに

1990年代よりインターネットをはじめとするコンピュータ・ネットワークは、規模・スピードともに爆発的という言葉で表現されるほど拡大を続けており、現在では、社会の重要なインフラのひとつになっている。我々の社会・経済・生活環境もその影響を受け、大きく変化していることは周知の事実である。企業における財務情報等のディスクロージャー制度も例外ではなく、紙媒体によるディスクロージャーからコンピュータを活用したディスクロージャー（電子開示）へと大きく変化している。現在、多くの企業がホームページを開設し、商品、サービスの紹介とともに、IR情報として、財務情報等の発信を行っている。その中には決算短信、財務諸表、有価証券報告書等が含まれてことが多く、インターネットを利用した情報開示は、企業が投資家などの利害関係者に対して自主的にタイムリーなディスクロージャーを行う方法として定着しつつある。また世界各国の証券監督機関や証券取引所などの公的機関が、コンピュータ・ネットワークを活用したディスクロージャー制度を整備しており、多くの投資家にとって必要とされる情報がインターネットで気軽に閲覧することが可能な環境が整えられている。

しかし近年、いわゆる紙媒体の情報を電子化しただけのディスクロージャー、つま

*経営情報学科－会計学

Department of Business Administration and Information Science - Accounting

りコンピュータ上で情報を閲覧するだけでなく、開示された情報を分析等、二次利用するフォーマットでのディスクロージャーを模索する動きが顕著化している。電子開示の段階が一段階進みつつあるということができよう。

日本では、証券取引法の定めにより、上場企業など一定の基準を満たす企業は金融庁に有価証券報告書等の提出が義務づけられている。金融庁では2004年（平成16年）6月より、同法に基づいて企業から提出される特定の書類はすべて電子媒体でネットワークを経由して提出するよう定めており、提出された情報は短時間のうちにインターネット上で閲覧することが可能となっている。この一連のシステムが、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investor's NETwork：以下EDINETとする）」である。EDINETは、紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出者の事務負担を軽減し、投資者等の企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、証券市場の公平性・効率性を高めることを目的として開発されたシステムである¹。

EDINETは1997年（平成9年）より構想が練られ、2001年（平成13年）から稼働しているシステムである。インターネットの普及状況や社会環境の変化を考慮しながら、情報利用者の要求に見合った情報をしかるべき方法で提供できるように、毎年システムの増強、改善を試みているが、2006年（平成18年）には新しいコンピュータ言語であるXBRLの導入に向けた大規模なシステム改革計画を公表している。

本稿では、このEDINETに焦点をあて、まず金融庁（旧大蔵省）の企業情報開示システムにEDINETの導入が検討された経緯やシステムの構成、現在までのバージョンアップの内容を明らかにする。EDINETは現在、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に従ってXBRLを用いたシステムの再構築に向けた検討が行われている。現行システムの課題がどのように解決されようとしているのか、新しいEDINETはどのように変わるのかを明らかにし、EDINETの今後の発展について考えてみることにする。

2. EDINETの概要

2-1. EDINET導入の背景

EDINETは証券取引法第27条の30の2に規定される、証券取引法に基づくディスクロージャー制度を電子化するための一連のシステムである。

そもそもディスクロージャー制度に電子開示が検討され始めたのは、1997年（平成9年）にさかのぼる。この年6月に当時の大蔵省証券取引審議会から発表された「証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～」において、ディス

クロージャー制度の充実、ディスクロージャー情報へのアクセス改善として次のような指摘がなされている²。「ディスクロージャー情報は、何よりも投資家に利用され、理解されなければ、適切な投資判断には貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施すべきである。これについては、システムの設定のための準備が進められており、今後とも早期実現に向けて対応を進めるべきである」。時代の変化に従ってディスクロージャー制度も紙媒体から電子開示へと変更を求めていることがわかる。

これに先立ち大蔵省は1997年4月、証券局企業財務課長開催の「電子開示研究会」（座長：江頭憲治郎東京大学教授）という研究会を立ち上げている。同研究会は有価証券報告書等の法定開示書類の受理・審査・縦覧を電子的に行うシステムを検討することを目的としており、同年7月に検討結果を「電子開示システムのあり方について（EDINET）」として公表した。この報告書において電子開示システムをEDINETと命名し、届出・受理、審査、情報公開の3つのシステムから構成すること、法定開示書類は分析・索引機能を付加したテキスト・データを前提とすること、公衆回線を利用したオンラインによる直接通信又はフロッピー・ディスクの持参・郵送により提出することを求めている。入力フォーマットは大蔵省のホームページよりダウンロードして入力することが想定されている。このシステムは2000年（平成12年）3月期の有価証券報告書から稼働するよう検討が進められるとしていた³。

電子開示システムが検討されていた頃、企業の有価証券報告書等を入手する方法は、財務（支）局等で縦覧するか、特定の書店もしくは政府刊行物センターに赴き、直接購入するのが一般的であった。大蔵省印刷局が有価証券報告書の光ファイル版、CD-ROM版を販売していたが、前者は有価証券報告書をスキャナで読み込んだデータであり、高価な読み取り装置が必要であった。また後者は有価証券報告書の数値部分を中心に収録していたため、網羅性にかけたこと、作成が人的作業によっていたため有価証券報告書の発行から時間的にずいぶん遅れて発行されたこと、高価であったことなどから誰でも容易に利用できる情報媒体とはいえなかった⁴。

一方でインターネットという新たなツールの普及により、情報開示企業にはタイムリーなディスクロージャーを低コストで実現できる環境が整いつつあった。企業はホームページを通してさまざまな財務情報を自主的に開示するようになったが、ホームページの内容は企業の任意であり、統一されたルールなどはなく、企業間で開示内容に大きな差が生じるようになった。投資家に対して公平な投資環境を提供するためには、個々の企業ベースではなく、公的なディスクロージャーの仕組みとして、インターネットを利用した電子開示システムを構築する必要性が高まり、またそれを実現できるコンピュータ・ネットワークのインフラも整備されたことが、EDINET実現の背景に

あったと考えられる。

アメリカでは1992年に米国証券取引委員会（Securities and Exchanges Commission：以下SECとする）の電子情報開示システムであるEDGARシステムが本格的に稼働しはじめ、1996年にはSECへの提出書類はすべてEDGARシステムを経由することが義務づけられた。EDGARシステムは、1983年より検討が開始され、約10年の歳月をかけ実験稼働を繰り返し、本格稼働システムへの移行を完了している。日本のEDINETはSECのEDGARシステムから大きな影響を受けているが、当時のアメリカの電子開示システムは日本と比較して相当進んでいたといえよう⁵。

2-2. EDINET導入から現在までの経緯

EDINETの導入は前述したとおり、1997年の「電子開示研究会」の発足に起因するが、その後も、政府の業務電子化、電子政府の推進と相まってシステム整備が進められていくことになった。ディスクロージャー情報は投資家が利用しやすく、アクセスが容易である方法が求められるため、時代の要請、社会的なインフラの整備等が重要視されたが、コンピュータとインターネット環境の普及を背景に、インターネットを利用した情報開示が必然の流れとなった。

EDINETは、1997年の起案からシステムが実際に稼働した2001年（平成13年）の4年間にわたり、多くの議論を経ながら準備がされ、2004年（平成16年）には証券取引法適用会社の書類提出にはEDINETの適用が義務化されている。その軌跡は表1の通りである。

表1 EDINET導入からの軌跡

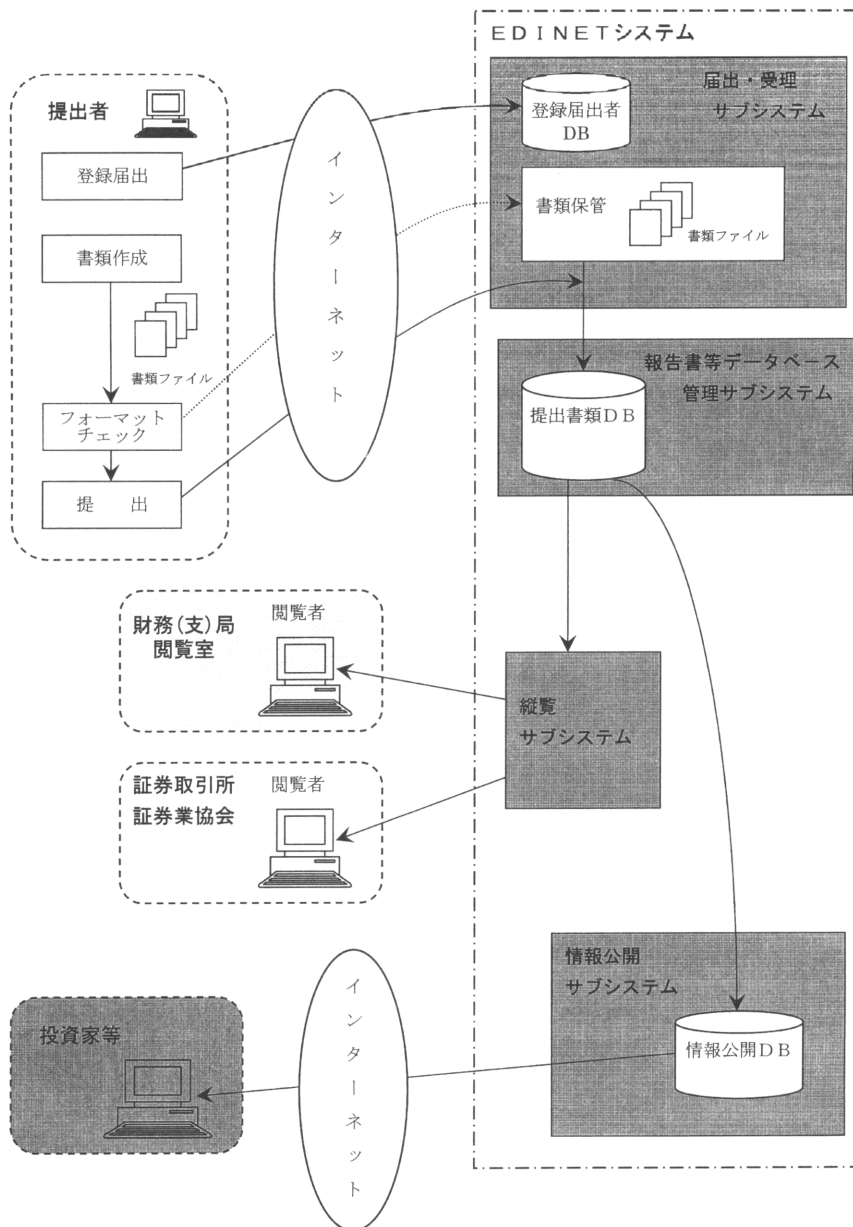
年 月	内 容
1997年 7 月	電子開示委員会が報告書を公表、システムをEDINETと命名し、概要を明らかにする
1999年 3 月	政府の「規制緩和推進3カ年計画」（閣議決定）において有価証券報告書等の電子化の早期実施をもとめる
1999年12月	金融審議会第一部会において、有価証券報告書等の電子化の早期実施をもとめる
1999年12月	「電子政府の実現プロジェクト」にEDINETが取り上げられる
2000年 5 月	「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立し、企業内容等の開示制度の電子化についての所要の措置が講じられる
2001年 6 月	システム稼働 有価証券報告書・半期報告書等の開示書類等について対応
2002年 6 月	有価証券届出書・発行登録書等に対応
2003年 6 月	大量保有報告書等に対応
2004年 6 月	有価証券報告書等についてEDINETでの提出を義務化

出展：金融庁および大蔵省の公表資料により作成。

2-3. EDINETのシステム構成

EDINETは企業から電子化された情報の提出（届出）、財務（支）局による受理・審査、情報利用者に対する伝達（公開）の3つのプロセスから構成される。システム上では表2のようなサブシステムによって処理されている⁶。

表2 EDINETシステム概略図



出展：金融庁「EDINET概要書」2ページ目より抜粋。

(1) 届出・受理サブシステム

提出会社がEDINETを利用するための届出（登録届出）をおこなう機能及び提出会社がインターネットを通じて財務（支）局に有価証券報告書等の開示書類等を提出する機能。

(2) 縦覧サブシステム

各財務（支）局におかれた縦覧用のパーソナル・コンピュータから、届出・受理サブシステムにより提出された有価証券報告書等の開示書類を縦覧する機能。

(3) 情報公開サブシステム

情報公開サーバ上の有価証券報告書等の開示書類を、行政サービスの一環として、投資家等に対してインターネットで公開する機能。

有価証券報告書等を提出する義務のある企業は、まず登録届出をおこない「電子開示システム登録届出入出力確認通知書」を受領後、ログインIDおよびパスワードを取得する。開示書類等は「提出書類ファイル仕様書」の形式にしたがって作成する。基本的にはHTMLを使用してテキスト形式で作成することを前提条件とし、「開示文書本体」、「監査報告書」、「添付文書」に分けて保存する。続いてインターネットを経由してEDINETのシステムに接続し、提出ファイルを送信する。提出書類別にフォルダが設定されており、該当箇所に提出書類を格納し、フォーマットチェックを受け、書類の提出が完了する。提出された書類は所定の審査を経て、財務（支）局等での縦覧及びインターネットで公開される。

2-4. EDINETの現状

EDINETは導入以来、常にシステムの改善を行いながら機能を向上させている。2004年（平成16年）からは、オフラインフォーマットチェック機能、「公開買付届出書」等に関する共同買付機能、「大量保有報告書」等の提出に係る共同保有者間での提出事務者設定機能が追加された⁷。また2005年（平成17年）には下記の項目について機能アップが図られた⁸。

- ・複数利用者IDの登録
- ・大量保有報告書の一括提出
- ・紙面で提出された大量保有報告書等の開示
- ・開示書類の即時提供
- ・検索機能の強化
- ・開示資料のダウンロード、一括印刷

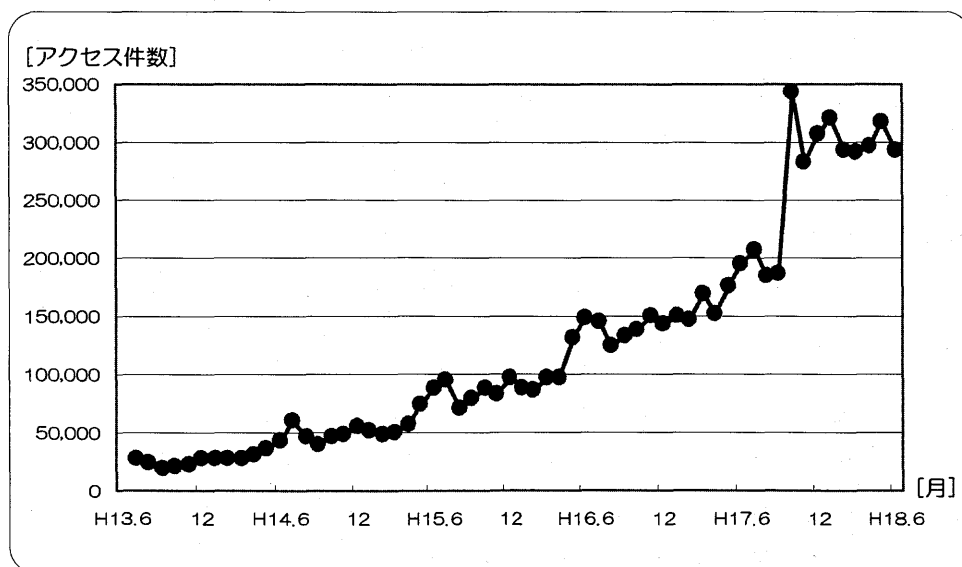
これらの比較的大規模なバージョンアップは2004年から2005年にかけて、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日：閣議決定）

において、各省庁に対してモデル事業を検討することが要請され⁹、金融庁がEDINETの整備をこの制度に則った事業として採択したためである。この事業は「有価証券報告書等に関する電子開示システムの更なる基盤整備」とし、証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の更なる基盤整備及び効率性や利便性の向上を図ることが目的とされていた¹⁰。

EDINETの情報公開システムはHTML形式で作成されたファイルをブラウザ等で閲覧する方式である。HTMLを使用しているため表示に関しては詳細な設定が可能であるが、印刷機能やデータのダウンロード機能については、問題点として指摘され充実を求める声が多かった。金融庁が公表している「EDINETに関する利用者からの要望」では、①回線の増強、②検索機能の強化、③印刷機能の強化、④現在HTMLファイルで提供されているデータのPDFでの提供、以上4点が要望の上位を占めていた¹¹。2005年のバージョンアップは、これらの意見を反映しているといえよう。

EDINETへのアクセス状況は表3に示すように毎年増加しており、特に新しいデータが追加される6月にはアクセス数が増加している。またインターネット利用者が増加するにともなって、財務（支）局等での縦覧件数は平成12年では年間約18,000人超だったものが、平成13年には約16,800人、平成14年約14,700人、平成15年約10,800人と減少傾向をたどっている¹²。

表3 インターネットによる月別アクセス件数



出展：金融庁 「平成17年度実績評価書」より抜粋。

3. XBRL導入の経緯

3-1. 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画の意義

金融庁は2006年（平成18年）3月28日に「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」を公表した。これは金融庁として政府の進める「電子政府構築計画」に基づいて、業務・システムの最適化を策定するためのものである。この計画において、システム最適化の重要なポイントはEDINETに新しいコンピュータ言語であるXBRLを導入することであり、現在のHTML形式からXBRL形式にコンピュータ言語そのものを変更することを提言している。本章では、このシステム最適化計画を策定するに至った経緯を見ながら、XBRLをどのような視点で導入しようとしているのか明らかにしておく。

3-2. 計画策定にあたって

EDINETが稼働し、順調に登録企業数を伸ばしていた2004年（平成16年）6月、金融庁金融審議会第一部会の会合において、外国企業が日本国内での書類開示に関する制度上の整備・改善方法について議論がなされた。この中で外国企業が作成する英文開示書類等を日本語に翻訳する方法として、「金融庁は電子開示システム（EDINET）の整備・充実（XBRL：多言語に対応した拡張型財務報告用のコンピュータ言語の導入）」に努めることを指摘している¹³。XBRLには多言語切り替え機能があり、あらかじめ複数言語を登録しておけば、容易に表示言語を変更することができる。この報告書では「XBRLの翻訳機能」と紹介されていたが、XBRLには本当の意味での翻訳機能はなく、登録しておいた言語について表示を切替えることによって多言語表示を可能としている¹⁴。例えば外国企業が勘定科目等について英語と共に対応する日本語も財務諸表作成時に登録しておくことによって、情報利用者が英語と日本語の表記を切り替えることができる。

2004年10月以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる不適正な事例が続いていたことに鑑み、金融庁は同年11月16日「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」、および同年12月24日（同第2弾）を発表している。これらの文書の中で、有価証券報告書等の審査体制について「開示企業に係る分析能力の向上を図るため、EDINETの機能充実、特にXBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）化に向けた具体的な作業計画を、関係諸団体で構成する「EDINETの高度化に関する協議会」において検討し、2005年（平成17年）春を目途に取りまとめる。」と公表した¹⁵。この発表ではEDINETの機能を充実させるにはXBRLの導入が必要であることが表明されており、XBRLには開示企業の分析能力の向上による審査体制の強化が期待された。「EDINETの高度化に関する協議会」は2004年（平成

16年) 11月, 2005年(平成17年) 2月の2回にわたって実施され, 第1回協議会では, EDINETの状況, XBRLの状況, 他機関のXBRLの利用状況等について取り上げられ, 第2回協議会では, EDINETをXBRL化するにあたっての検討課題, XBRL化に向けた具体的な作業計画が取り上げられている¹⁶。

2005年(平成17年) 5月, 金融庁は「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針(案)」公表した。この見直し方針では, XBRLを導入することを前提にシステムを再構築することが提言されている¹⁷。XBRLを導入することによって開示情報の二次利用性を高め, 情報利用者の利便性を向上させること, データの再入力等の非効率な作業を低減させ, 審査の強化等に時間をつかえるようにすることなどが理念として盛り込まれている。ここでは特にXBRLを導入するメリットとして開示情報の二次利用が可能になることが強調されている。また, 現行のEDINETにおける課題として次の点を指摘している¹⁸。

- EDINETはデータの表示に重点を置いたHTML形式で開示情報が表現されていること, また開示書類等の原本の真正性を保つため開示データをダウンロードできないように構築していること, 以上の理由で, データを二次利用することができず, 利用者はEDINETによって取得したデータを利用する際には, 再度手作業でデータを再入力する必要がある, 効率的とはいえない。
- EDINETは特定のOSやブラウザに依存しているため, 誰もが情報にアクセスできるような設計にはなっていない。
- EDINETで提出された開示書類等の審査にあたり, システムに数値のチェック機能や分析のためのツール等が備えられていないため, 証券監査官は一覧表や内容の転記など, 審査業務以外に多くの時間を費やしており, 効率的ではない。
- EDINETと省庁LANの間で直接データのやりとりができなく, 各種審査業務が効率的に行えていない。また財務(支)局等への縦覧サブシステムと情報公開サブシステムの2つが並立しており, 非効率なシステム構成になっている。

これらの課題はXBRLを導入することによっておおそ解決することが可能である。なおこの見直し方針(案)に対する意見募集では監査法人, 業界団体, 個人等から多くの意見が以下のように寄せられている¹⁹。

- XBRLの導入について

XBRLの導入については監査法人を中心に好意的な賛同意見が多く寄せられた。またXBRL化された財務諸表を監査する上での保証問題についても指摘されている。個人からの意見ではXBRLの導入によって情報開示への企業の負担が増えないか, データの二次利用に関して, 個人投資家でも扱うことができるのか, との指摘もあった。

- タクソノミーの開発体制, 普及活動について

XBRLでは標準となるタクソノミー開発、そのアップデートが普及の鍵を握っている。タクソノミーの開発・管理に関して、金融庁は前向きな回答を示している。

- ・XBRL導入に伴う開示様式等について

XBRLは開示様式にも柔軟に対応できるため、好意的な意見が多く寄せられた。

- ・アクセシビリティの向上

XBRLはOSやブラウザ等、クライアント環境に依存しない言語であるため、好意的な意見が多く寄せられた。

- ・利便性全般について

その他、XBRLに関する機能的な質問等が寄せられた。

総じてXBRLについて多くの知識を有する監査法人、業界団体とあまり知識をもたない個人投資家の間で、ずいぶんと認識に差が生まれているように思われる。金融庁は社会一般に対してXBRL普及の啓蒙活動を活発にすることを考えなければならない。たとえば東京証券取引所もTDnetにおいてXBRLを導入しているが、ホームページ等を通じて、XBRLを体験できるさまざまなツールを用意し、その利便性を積極的にアピールしている²⁰。

以上のような意見を参考として2005年6月29日「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」（金融庁行政情報化推進委員会）が発表された。本方針により、平成17年度中のできる限り早期に業務・システム最適化計画を策定することとなった。

これを受けて金融庁は同年12月28日、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画（案）」（以下「計画（案）」とする）を公表し²¹、同時に2006年（平成18年）1月27日を締切とする意見募集をおこなった。この「計画（案）」は「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」を前提にしたものであるため、意見募集には監査法人からの意見はなく、個人並びに全国銀行協会、企業（1社）、投資信託協会から少数の意見があるにとどまった²²。そのため「計画（案）」とほぼ同じ内容で同年3月28日、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」が公表された²³。

4. EDINETの今後の展開

4-1. 最適化計画の内容から

本章では「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、この計画によってXBRLがどのようにEDINETに導入されようとしているのか考察し今後のEDINETの方向性を考える。

1. 最適化計画の対象範囲

業務・システム最適化計画の対象となるのは以下の項目である。現行のEDINETがカバーしているほぼすべての領域が含まれる。

- (1) 開示書類等に関する提出者の登録
- (2) 開示書類等の作成・提出
- (3) 開示書類等の受理・縦覧
- (4) 開示書類等の審査等

金融庁は特にディスクロージャー制度に対する信頼性の確保を促すため、有価証券報告書等の審査体制を強化することを公言している。

2. 業務・システム最適化の基本理念

基本理念として1つ目は「諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが進んでいるXBRLをEDINETに導入することで開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに、広く国民が利用しやすいシステム環境を整備する」としている。

まだまだ少数ではあるが、イギリス、オーストラリア、オランダ、ベルギー、韓国、タイなどの国々では、XBRLを国家機関や証券取引所などのシステムに導入している。またアメリカのSECはEDGARシステムにおいて2006年より任意ではあるが、XBRL形式の提出書類を受け付けている²⁴。SECはEDGARシステムを導入した際も実験に多くの時間をかけ導入には慎重であったが、XBRLに関してもアメリカ公認会計士協会が中心となって開発されたコンピュータ言語でありながら、全面的な導入には慎重な姿勢を崩していない。

2つ目に「開示書類等に係る審査を強化するために審査支援機能を充実させる」としている。金融庁の業務支援ならびに審査の充実により、国民に信頼性の付与された情報が提供される可能性が高くなる。

3つ目に「類似の機能を持つサブシステムを統合するとともに、システムの効率的な開発と運用を実現するために、現在の企画開発・運用契約を見直すことにより、コスト削減を図る」としている。金融庁の経費削減はいうまでもなく税金の節約につながる。

上記3点の理由でシステムの再構築を行うことが明言されている。XBRL導入に関して、もともとは多言語表示機能や審査体制の強化が強調されていたが、本計画では情報の二次利用性やクライアント環境に依存しないことなど、利用者の利便性向上等（審査の強化も達成しうる）が全面に出されている印象がある。

3. 最適化の実施内容

EDINETにXBRLを導入することによって期待される内容は、次の3点に要約される。

(1) XBRL導入による高度な情報再利用の実現

開示情報の二次利用性の向上、開示書類等に関するチェック機能の強化、開示書類等に係る審査支援機能の強化、庁内他業務における開示情報の有効活用が想定されている。特に庁内他業務においては、XBRL化されたEDINETのデータを再利用することにより、迅速な開示情報の利用が可能となるとともに、外部情報ベンダ等から開示データを購入するための費用の削減が可能になるとしている。これらを実現するためにはXBRL形式で提供される情報をどこまで活用できるかが大きな鍵となる。現在、企業の財務情報などを提供している情報ベンダは、省庁だけでなく民間の情報利用機関からも厳しい対応を迫られる可能性がある。いままで情報ベンダのソースに依存していた組織が、XBRL形式で情報を入手することによって自在に情報をカスタマイズできるようになるからである。

(2) 業務改善、システム機能改善・強化に伴う利便性の向上

情報利用者の利便性の向上として、アクセシビリティの改善があげられる。クライアントの環境に依存しない方法を採用することによりOSやブラウザ等の環境が利用阻害の要因にはならず、マッキントッシュOSでも閲覧可能になる（現行制度はWindowsを前提に設計されている）。また開示書類等提出者の利便性の向上として、提出者情報に関する登録・変更処理の見直し、開示書類作成・提出ガイダンスの充実、大量保有報告書等に関する提出状況通知機能の構築をあげている。証券監査官等職員の利便性の向上として、企業内容等の受理に係る集計業務等の効率化、提出者情報管理業務のシステム化及びメール配信機能の構築をあげている。

ここでも情報利用者の利便性の向上を強くアピールしている姿勢が伺える。XBRL形式で提供される財務情報を一般投資家が現在のパーソナル・コンピュータの環境で利用できるデータ形式に変換するためのツールやマニュアル等について、どのように整備・対応していくのか、非常に注目される。

(3) システム運用効率の向上

システム開発・運用契約の抜本的見直しを実施する。現行システムの著作権がシステムベンダに帰属しているため、開発費用の妥当性評価のための情報提供に制約があり、客観的な評価作業が困難となっている。EDINETとして独自に構築する部分の著作権をシステム再構築により金融庁に帰属させ、現在の包括的な一括契約も見直しを行い、最適運用計画を検討し、コストの半減を目指すこととしている。

さらに課題として指摘されていた、縦覧・情報公開の2つのサブシステムについては、これを統合するとしている。財務（支）局閲覧室等に設置された専用端末へ開示

データを配信する「縦覧サブシステム」とインターネットに接続された一般の利用者端末へ同データを配信する「情報公開サブシステム」が並存している現状を改め、情報公開サブシステムに統合し、コストの削減につなげる。また霞ヶ関WANネットワークの活用も視野に入れたシステム開発を行うことが想定されている。

(4) セキュリティの強化

電子証明書の活用による認証機能等の拡充させることによりデータの改ざん等のリスクを防止する。また災害等を想定し機器の分散配置による継続運用の保証をめざす。

4-2. EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会について

これまで見てきたようにEDINETは、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRLの導入等による開示書類等利用者の利便性の向上等を目的とした再構築を行っていく。今後、実務面にかかるXBRLの適用方針等を決定するにあたり、関係機関が連携して取り組みを行い、幅広い意見を徴収するとともに、金融庁の考えを周知することが必要とされる。そのためにEDINETの高度化に関する協議会の一環として実務者検討会を開催することが公表されている²⁵。

この検討会は、2006年（平成18年）10月から2007年（平成19年）2月までの間に全5回開催することが予定されている。その内容は、EDINETにXBRLをどのように導入するかを検討するに尽きるといってもよい。各回の検討事項は表4の通りである。

表4 EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の予定

実施回	内 容
第1回	再構築後のEDINETの概要 検討事項及び今後の日程 XBRLデータの表示方式と開示様式
第2回	EDINETタクソノミーの概要① EDINETタクソノミーの位置づけ① 電子署名
第3回	EDINETタクソノミーの概要② EDINETタクソノミーの位置づけ②
第4回	XBRLへの移行スケジュール
第5回	XBRL対象範囲の拡大

出展：金融庁 EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会（第1回）配付資料
「検討事項及び今後の日程（案）」より作成。

今回のEDINETのバージョンアップはこれまでの改訂とは全く異なり、新しいコンピュータ言語XBRLを使用した大規模なものとなる。そのため詳細な検討がなされることは非常に重要である。

5. まとめ

EDINETはシステムの稼働からおよそ6年が経過している。コンピュータをはじめとするIT環境、それを基盤とした社会インフラの進展はめざましく、EDINETにおいても単純なバージョンアップでは情報利用者の利便性を高めることが困難になっている。世界的に見ても電子開示システムは単なるコンピュータでの閲覧ツールから、二次利用できる情報提供ツールへと新しい段階にさしかかっている。IT環境が整備され、HTMLに替わるコンピュータ言語としてXBRLを適用することによってこの大きな変化が可能となる。財務情報のディスクロージャーは、情報提供者の負担を軽減し、投資家を中心とした企業の利害関係者へのアクセスの公平・迅速化を図り、証券市場の公平性・効率性を高めることが大きな目的である。時代の要請にしたがって、目的にかなうようにシステムが変化・進歩していくのは必然の流れであり、システム利用者が現在のEDINETを利用する場合と同じような感覚で、一歩進んだ情報を利用できるように新しいシステムが構築されることが望ましい。

今後はXBRLをどのように取り入れれば、そのメリットを最大限に享受することができるかについて、さまざまな角度から議論がなされるべきであろう。XBRL文書は会計基準などにあたるタクソノミーと財務諸表にあたるインスタンスによって構成される。特にタクソノミーは会計基準を反映しているため、基準が変わればその都度、タクソノミーを修正していかなければならない。標準化されたタクソノミーを継続的に提供することがXBRLを普及させる上で非常に重要となる。またXBRLに対する個人投資家や個人の情報利用者と監査法人、機関投資家、業界団体等の間にも認知度に大きな差があることが伺える。金融庁は積極的な啓蒙活動を行っていく必要がある。

EDINETは2008年度（平成20年度）より新システムに移行することを目指している。したがって時間はあまりない。今後の金融庁の取り組みを注視し、新しいシステムのスムーズな導入を期待したい。

注

- 1 金融庁「EDINET概要書 ver6.0.0」（2006年12月），p.1。
- 2 証券取引審議会「証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～」（1997年6月13日）。

- 3 JICPAのホームページ (http://www.jicpa.or.jp/news_flash/j199702.html)「過去のニュースから」を参照。
- 4 榊俊作稿「ディスクロージャーの電子化」『新潟国際情報大学情報文化学部 紀要』第1号(1998年3月), p.114。
- 5 平松一夫稿「米国SECによるEDGARシステムの意義」『企業会計』Vol.39, No.6 (1987年6月), pp.77-79。
- 6 金融庁, 前掲書, pp.1~2。
- 7 詳しくはEDINETのホームページ (<https://info.edinet.go.jp/Guide/EdiHtml/new.html>)「平成16年からの新機能について」を参照。
- 8 詳しくはEDINETのホームページ (<https://info.edinet.go.jp/Guide/EdiHtml/new.html>)「平成17年からの新機能について」を参照。
- 9 内閣府「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(2003年6月27日), p.24。
- 10 金融庁「アクセスFSA」第14号(2003年1月), p.7。
- 11 金融審議会金融分科会第一部「開示関係資料」(2004年9月28日), p.15。
- 12 金融庁「平成16年度実績評価書」を参照。
- 13 金融審議会金融分科会第一部会報告「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について ―外国会社等による「英文開示」―」(2004年6月23日), p.4。
- 14 池田太郎稿「XBRLへの対応とその活用<第1回>XBRLの動向」『旬刊経理情報』No.1095(2005.10.1), p.37。
- 15 金融庁「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」(2004年11月16日)。同「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について(第2弾)」(平成16年12月24日)。
- 16 EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会(第1回:2006年10月26日)の配布資料「再構築後のEDINETの概要」の1ページのタイムテーブルを参考。
- 17 金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針(案)」(2005年5月)。
- 18 金融庁行政情報化推進委員会, 前掲報告書, pp.3-4。
- 19 金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針(案)への意見及びそれに対する金融庁の考え方」(2005年8月16日)。
- 20 詳細は東京証券取引所のホームページ (<http://www.tse.or.jp/listing/xbri/index.html>) を参照。
- 21 金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画(案)」(2005年12月28日)。
- 22 金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画(案)への意見およびそれに対する金融庁の考え方」。(2006年4月)。
- 23 金融庁「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」(2006年3月)。
- 24 詳細についてはSECのホームページを参照。
- 25 金融庁「EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会の開催について」(2006年10月26日)。